獨協地域と子ども法律事務所だより

2008.3
vol.1



Photo:Takeshi Nomura

ご挨拶

獨協大学法科大学院の中に法律事務所を設立して一年になろうとしています。地域に密着した法律事務所をめざすという面でも、「地域と子ども」を中心的テーマとする法律事務所という面でも、法科大学院の中にあって、リーガルクリニックを担うという面でも、この一年がんばってきたつもりですが、何処までできたでしょうか。何よりも、獨協大学法科大学院の理念に沿って、地元草加地域をはじめとして、地域に密着した法律事務所でありたいと思いますし、「子ども」の問題、高齢者、障害者問題、その他地域で生活する人々の法的な問題も積極的に取り組んでゆきたいと思います。

将来の法曹をめざす若者達は、素直に社会の為に役にたつ弁護士になりたいという大志を持ってがんばっています。この若者達を応援しつつ、また若者達のエネルギーも借りながら、充実した活動・仕事を展開してゆきたいと考えています。一緒に設立した「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」ともどもよろしくお願いします。

所長　弁護士　柳　重雄

獨協地域と子ども法律事務所
〒340-0042 埼玉県草加市学園町1-1　獨協大学法科大学院棟1階
TEL.048-946-1730／FAX.048-946-1733　http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice/

携帯ネットに潜む「悪意」

平成18年度の警察白書によると（統計学に基づき6都県、中高1校ずつ12校、2,271名の生徒を対象にする調査した結果）、中学生及び高校生に、自分が自由に使える携帯電話を持っているかを質問したところ、70.9％の生徒が「持っている」と回答し、高校生になると、男子生徒94.2％、女子生徒98.0％と高率となっています。電車でも、中高生が携帯電話を熱心に操作している光景をよく目にします。

ところで、30歳以上の人がインターネットを使用するときには、パソコンから行うことが多いのですが、中高生の利用の大半は携帯電話から行われています。これは、子ども専用のPCを置いている家庭が多くはないこともありますが、子どもたちは両親やほかの家族から干渉を受けない状態でアクセスできる環境を望んでいるからともいえます。私たちが子どものころと比較すると子どもたちの情報検索能力は格段に上昇しているとともに、メールでの連絡は、昼夜時間を問わず、場所を問わず行われ、子どもたちにとって、重要な（不可欠な？）コミュニケーション手段となっています。

しかし、親などの大人の監督をうけないネット環境には、多くの悪意が潜んでいることも事実です。インターネットオークション詐欺や、ワンクリック詐欺などの犯罪行為以外にも、自殺サイトなどにも注意が必要です。自殺サイトは、生きる希望を失った大人が、思春期の不安定な心理状態にある子どもを道連れに死ぬという許し難い行為です。

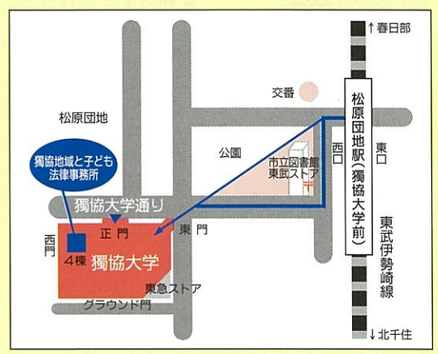
また、実害という点で注目すべきは、出会い系サイトです。
警察庁の調査によると、平成17年の出会い系サイトの利用により犯罪にあった被害者の数は1,267名であり、そのうち18歳未満の児童が被害者になったのは、1,061名（84.0％）です（1,061名中1,051名が女性）。被害者のほとんどが18歳未満の児童であるという驚くべき結果となっています。
上記中高生に対する調査でも、出会い系サイトを利用した経験を有する生徒は全体で2.6％もおり、内訳は中学生が1.9％、高校生が4.2％となっています。自分の子どもたちと無関係と断言できないような数字となっています。さらに恐ろしいことに、利用した子どものうち、知り合った人物に実際に会った経験を有する子どもが、その中で3割程度いたということですから、その行動の無謀さには驚くばかりです。携帯電話の使用を禁止することが難しい現在においては、保護者が必要な知識を持つとともに、子どもに生じた変化を早期に察知し、適切な時期に専門家に相談することが大切であるといえます。

弁護士　井原　正則





●事務所案内●



営業時間　祝日を除く月～金　午前9時30分～午後5時30分
法律相談　予約制 048-946-1730までお電話ください

子どもの権利を保障するということ



「自分の考えをまとめることのできる子どもは、自身に影響のあるあらゆることについて、自由に自分の意見を表明する権利がある。子どもの意見は、その年齢および成熟度に応じて正当に重視される。」子どもの参加権をも含む子どもの権利条約12条の子どもの意見表明権である。国連・子どもの権利委員会は、この権利を、条約の基本原則にあたる最も重要な権利として位置づけ、乳幼児についてもこの権利は保障されるとの見解を示している。

今の時代、一見普通のように思われるかもしれないが、これが意外と難しいのである。「おとな」は、しばしば、「子ども」のためを思っていろいろなことをする。子どもの最善の利益（意見表明権とならぶ条約の基本原則のひとつ）、これもまた、「おとな」にとってとても大切な考え方であるが、しばしばそして知らず知らずのうちにおとなの都合に傾斜していることがある。

子どもに関わる紛争事例では、「おとな」は、しばしば「子ども」に影響のある大切な決定を行う。そのとき、子どもの最善の利益を考慮することはもとより不可欠であるが、やはり、「子ども」に説明をしたうえで耳を傾けることが必要なのである。子どもの考えと異なったり、同意を得られなかったりした場合、子どもの立場に立って、なぜそう考える（そういう表現する）のだろうかと思いめぐらしてみる必要がある。乳幼児の場合も含めて…。

弁護士　野村　武司

スタートして一年



新しい法律事務所の使命は2つあると考えてスタートをしました。ひとつは事務所の名前にもあるように、「地域と子ども」の事件を中心に、同時に設立した「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」と連携しこれを支え、「地域と子ども」に関する人権課題に取り組むことです。「リーガルセンター」には、いじめ等を中心に極めて深刻な事例が寄せられていますし、法律事務所の方も、子どもの権利問題に関して、相談事例や事件が少しずつですが増えています。子どもの事件に限らず、地域に関連する高齢者や障害者等からの相談や事件も寄せられています。子どもの問題を中心に、地域に生活をする人々の相談、事件を通じて法律事務所の実績を、一歩一歩進めてゆきたいと思います。

もうひとつは、リーガルクリニック即ち法科大学院における臨床法教育を進めることです。法科大学院を、従来型の予備校的な法律の勉強から、実務を踏まえた豊かな教育を実現することは、極めて重要であると考えています。早速、設立した去年4月から「リーガルセンター」との共同で数名の学生と共にリーガルクリニック研修を行いました。司法修習生とことなり、様々な限界がありますが、現実におこる事件の中から法律をとらえなおし、学び直すという法科大学院教育の原点にたった取り組みを担ってゆきたいと思います。



何より重要なのは「地域密着型法曹を育てる」という理念を持つ獨協法科大学院の中にある法律事務所として、この理念を現実化する法律事務所であることです。この観点から、草加地域のみならず地域に密着し、地域で生活する人達の様々な法律問題について身近な相談相手として信頼される法律事務所でありたいと思います。

草加地域の皆さん、埼玉東部地域の皆さん、またこれに限らず多くの皆さん、大学内にある法律事務所ということで逡巡する方もおられるかも知れませんが、どうぞお気軽にお寄り下さい。

「リーガルセンター」の所長の野村教授も埼玉弁護士会に弁護士登録、事務所の所員となり、弁護士3名、事務局2名の体制となりました。可能な限り、毎年新人弁護士を採用し、事務所体制も充実させてゆきたいと考えています。

法科大学院の中にあって、「リーガルセンター」を支え、地域、子どもの問題をキーワードとする法律事務所、豊かな法科大学院教育を実現すること、地域に密着した市民の皆様の身近な相談相手としての信頼を築くこと、これが新しい事務所の原点です。この原点にこだわりつつ、更に中身を充実させてゆきたいと思います。よろしくご理解、ご協力のほどお願いします。

弁護士　柳　重雄

弁護士紹介



地域と子どものリーガルサービスの担い手として

弁護士
野村　武司

「権利侵害や法律問題に直面していながら、法律サービスや法律家にたどりつけない人がたくさんいる。多くの問題が起こっている中で、弁護士と出会える人はむしろ少ないのではないか。」そんな思いを強くしています。「弁護士が関わる問題で、弁護士の仕事と考えられている範囲にくるまでに、実にいろいろなことがあるのだけれど、そこに関わってくれる人は本当に少ない。」市民と弁護士の距離感、そんなところにも原因があるように思います。地域や子どもの問題について、自治体の制度づくりの場で、これまで、研究者（行政法）として発言してきましたが、これからは、加えて「ここ」を変えていけるような活動をしてみたいと思っています。



再び獨協で

弁護士
井原　正則

私は、法律事務所のある獨協大学出身です。1995年の卒業ですから、10年以上して再び母校に舞い戻ってきたことになります。

5年目の弁護士ですが、これまで川口にある城口法律事務所で、建築瑕疵、医療過誤、国家賠償訴訟、金銭請求訴訟、明渡訴訟、離婚、相続、多重債務などの多種多様な民事事件を手がけるとともに、少年の事件を含む多くの刑事事件（100件程度）に携わり、生活に起因する法律問題について、取り組んできました。

本事務所においては、これまでの経験を生かし、従前行ってきた事件内容に加え、子どもの事件という全く新しい分野において、地域の人々に期待され、重要な役割を担っていけるような存在になりたいと思っています。



新しい事務所で元気に

弁護士
柳　重雄

春は、駅から大学までの桜並木、桜が散ると、アジサイの花の咲く道を通って法律事務所にたどり着きます。秋になると、大学院の教室内にある法律事務所の窓に、カラ松やイチョウの紅葉が舞います。生き生きとした元気な学生達がキャンパス内にあふれています。時折法律事務所に学生達も訪れ、学生達とも議論をします。

お客さんから見ると、松原団地駅から少し歩き、また大学内という点で訪問しにくいかもしれませんが、法科大学院一階の今までにない新しい雰囲気の法律事務所に是非おいで下さい。現在までのところ、弁護士として楽しく仕事、活動を、そして実務家教員をしています。新しい事務所を開くということは、それ自体、エネルギーのもとであるかも知れません。学生達の若さももらいながら、年齢を忘れて、新しい課題を追求し続けてゆきたいと思います。